



佐世保労働基準監督署発表
令和3年3月12日（金）

担 当	【照会先】
	副署長 <small>しのざき</small> 篠崎 成吾
	監督課長 <small>なわもと</small> 縄本 裕俊
	電話 0956-24-4161

報道関係者 各位

労働基準法違反容疑で書類送検

～中間搾取の疑い～

佐世保労働基準監督署（署長 熊崎 啓代）は、本日、被疑者1名を、労働基準法違反の疑いで長崎地方検察庁佐世保支部に書類送検しました。

【事件の概要】

被疑者自身が取締役を務める「有限会社トップマネキン紹介所」が職業安定法第30条第1項の「有料職業紹介事業」を行うに当たり、求職者から、法定の手数料のほかに、賃金の3%に相当する金額を徴収していたもの。

1 被疑者

A（59歳）

職業：会社役員（有限会社トップマネキン紹介所 取締役）

住所：長崎県佐世保市

会社所在地：長崎県佐世保市宮崎町

2 違反条文

労働基準法違反

同法第6条（中間搾取の排除）

何人も、法律に基づいて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

同法第118条（罰則）

（労働基準法）第六条…（中略）…の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 被疑内容

有限会社トップマネキン紹介所は、厚生労働大臣の許可を得てマネキンの職業^{（注1）}への就業を紹介あつせんする「有料職業紹介事業」を営んでおり、被疑者はこの会社の取締役です。

「有料職業紹介事業」は職業安定法第32条の3で、職業紹介するに当たって徴収

できる手数料の額が決まっております^(注2)、この手数料以外には「いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。」と定められています。

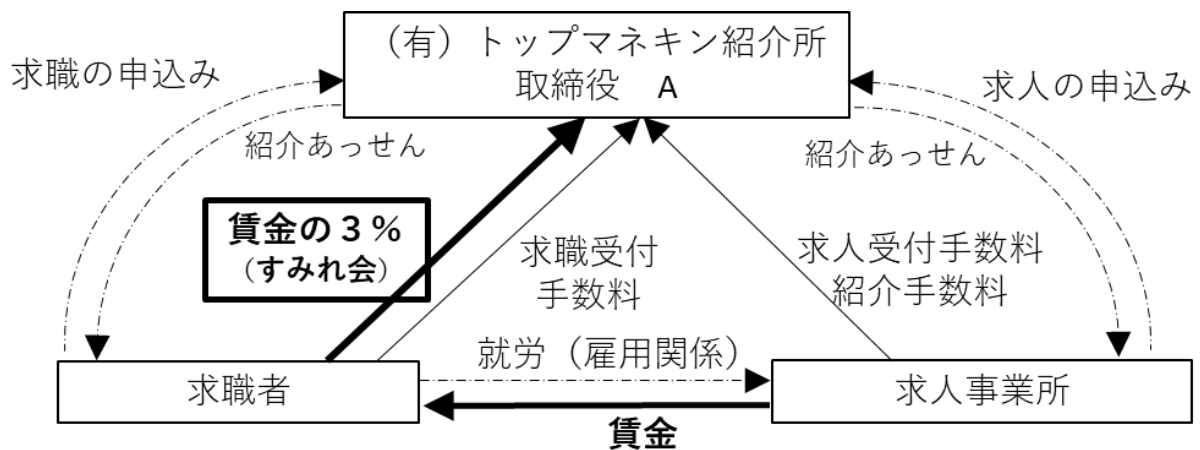
被疑者は令和2年2月から7月にかけて、求職者1名に対し、その職業紹介に対する法定の手数料を請求する際に、賃金の3%に相当する額を「すみれ会」という名目で加算して請求し、計6回、合計22,846円を徴収し、他人の就業に介入して利益を得た疑いがあるものです。

(注1) マネキンの職業（職業安定法施行規則附則第4項）

「専門的な商品知識及び宣伝技能を有し、店頭、展示会等において相対する顧客の購買意欲をそそり、販売の促進に資するために各種商品の説明、実演等の宣伝の業務（この業務に付随した販売の業務を含む。）を行う者」をいいます。

(注2) 法定の手数料

手数料には、求人事業所から徴収するものと、求職者から徴収するものがあります。厚生労働大臣の許可を得てマネキンの職業に係る有料職業紹介事業を行う場合には、求職者からも手数料を徴収することができますが、求職の申込み1件あたり最高710円（免税事業者は660円）、1か月3件分に相当する額までとなります。（職業安定法第32条の3第2項及び職業安定法施行規則附則第4項）



<関連する法令>

○職業安定法

第 30 条第 1 項

有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第 32 条の 3

第 30 条第 1 項の許可を受けた者（以下、「有料職業紹介事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、職業紹介に関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

- 一 職業紹介に通常必要となる経費等を勘案して厚生労働省令で定める種類及び額の手数料を徴収する場合
 - 二 あらかじめ厚生労働大臣に届け出た手数料表（手数料の種類、額その他手数料に関する事項を定めた表をいう。）に基づき手数料を徴収する場合
- 2 有料職業紹介事業者は、前項の規定にかかわらず、求職者からは手数料を徴収してはならない。ただし、手数料を徴収することが当該求職者の利益のために必要であると認められるときとして、厚生労働省令で定めるときは、同項各号に掲げる場合に限り、手数料を徴収することができる。

○職業安定法施行規則

附則第 4 項

法第 32 条の 3 第 2 項の厚生労働省令で定めるときは、当分の間第 20 条第 2 項に規定するほか、・・・(中略)・・・マネキン（専門的な商品知識及び宣伝技能を有し、店頭、展示会等において相対する顧客の購買意欲をそそり、販売の促進に資するために各種商品の説明、実演等の宣伝の業務（この業務に付随した販売の業務を含む。）を行う者）の職業に係る求職者から求職の申込みを受理した時以降 710 円（免税事業者にあつては、660 円）の求職受付手数料を徴収するときとする。ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が一箇月間に三件を超える場合にあつては、一箇月につき三件分に相当する額とする。